

地域公共交通計画とは

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープラン

- ・ 全ての地方公共団体に対して作成の努力義務
- ・ 地方公共団体が、地域の移動に関する関係者を構成員とする「法定協議会」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

※根拠法：『地域公共交通の活性化及び再生に関する法律』

計画において定めるべき事項（必須） 法第5条第2項

- 1 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
- 2 地域公共交通計画の区域
- 3 地域公共交通計画の目標
- 4 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
- 5 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
- 6 計画期間
- 7 前号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

計画において定めるべき事項（任意）

- 1 資金の確保に関する事項
- 2 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- 3 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項